

## 医師招聘活動事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、医師招聘活動事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に  
関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 一般社団法人高知医療再生機構（以下「機構」という。）は、高知県内の医療  
機関に勤務する医師の確保を図るため、県内の医療機関が行う県外在住の医師に対す  
る雇入れを目的とした働きかけ（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対  
して、予算の範囲内で補助する。

### (補助対象事業及び補助申請者の要件)

第3条 補助対象とする事業は、平成25年度に高知県内の医療機関が医師専門求人サ  
イトを通じて、同サイトに登録を行っている県外在住の医師に対して、メール等を介  
して、個別に、雇入れのための働きかけを行う事業とする。

2 補助申請を行う者は、高知県内の医療機関であって、高知県が管理運営する無料職  
業紹介所「こうち医師ウェルカムネット」において、医師の求人登録を行っている医  
療機関とする。

### (補助対象経費等)

第4条 補助対象事業に関する補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおり  
とする。

2 機構が行う補助の額は、補助限度額と別表に定める補助対象経費の実支出額に補助  
率を乗じた額とを比較して少ない方の額とし、千円未満は切り捨てる。

3 本事業の補助対象経費は、平成25年度指導医招聘確保支援事業費補助金の補助対  
象経費と重複して申請することはできない。

### (補助申請)

第5条 補助申請をしようとする医療機関は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を  
添えて、原則として医師専門求人サイトを運営する事業者と契約した日から2カ月以  
内に、機構の理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

### (補助事業者の決定)

第6条 理事長は、補助事業者から提出された補助申請書等を審査のうえ、補助事業者  
に対する補助金の額を決定し、補助金交付決定書（第2号様式）で通知する。

### (補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しな

なければならない。

- (1) 法令等の定め、補助金の交付決定の内容及び条件、その他理事長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助対象期間中は、原則として、毎月、医師専門求人サイトの登録医師（県外在住者に限る。）に対して、メール等を介して雇入れに関する働きかけを行うこと。
- (3) 交付を受けた補助金は、補助対象経費にのみ使用しなければならないこと。
- (4) 補助対象事業の大幅な変更又は補助事業を中止する場合は、事前に補助金（変更・中止）承認申請書（第3号様式）を理事長に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、補助対象事業の完了の翌年度から5年間保存しておかねばならないこと。

（概算払）

第8条 理事長は、補助事業者から求めがあり、かつ、補助の目的を達成するために必要があると認められるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 3 概算払の申出を行わなかった場合、又は、概算払を受けたが、その額が決定通知書（第2号様式）に記載された補助決定額を下回っている場合、補助事業者は、第9条に定める実績報告書の提出と併せて、補助金請求書（第5号様式）を提出しなければならない。なお、第8条で定める期間内に補助金請求書（第5号様式）の提出を行わない場合は、理事長は第1項に基づき既に行った概算払を除いて補助金の交付を行わない。

（実績報告書）

第9条 補助事業者は、求人広告掲載契約の契約期間満了の日から30日以内に、実績報告書（第6号様式）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の実績報告書及び関係書類を確認し、補助事業者に対する最終補助確定額を決定する。
- 3 最終補助確定額が前条第1項に基づき行った概算払による補助額を下回っている場合、前条第3項に定める補助金請求書の提出の有無にかかわらず、理事長は概算払の額と最終補助確定額との差額を補助事業者に対して返還を求めることができる。
- 4 最終補助確定額が前条第3項に定める補助金請求書に記載された今回請求額、又は、補助金請求書に記載された既交付額と今回請求額の合計額を下回っている場合、理事長は最終補助確定額又は最終補助確定額から補助金請求書に記載された既交付額を控除した額を補助事業者に交付する。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第10条 補助の条件に従わなかったとき、補助金の不正使用又は不正受給があったとき、また補助対象事業において不正行為があったと認められた場合は、理事長は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第1項第6号の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象経費	補助率	補助限度額
インターネットを活用した医師求人広告掲載料	1/2以内	157,000円 ／医療機関